

青森県報

第二千九百五十五号
平成二十年
七月七日
(月曜日)

目 次

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(経営支援課) ……一

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(同) ……二

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発発課) ……二

出先機関

土地改良区の管理規程の認可……………(東青地民局) ……二

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中地民局) ……三

選挙管理委員会

今別町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査
の申立てに係る裁決……………(事務局) ……三

雑 報

平成二十年行政書士試験の実施について……………(総務学事課) ……六

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の

規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 青森市新町一丁目二の二五、二の二六、二の二九、二の四〇、二の四一、二の四二、二の四三、二の四四、二の四六、二の四七、二の四八、二の四九、一〇三の一、一〇三の二、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二の一、一一二の二
- 二 青森市新町一丁目六の一、六の二、六の三、六の四、六の五、六の六、六の七、六の八、六の九、六の一〇、六の一、六の一二、六の二三、六の二四、六の一五、六の一六、六の一七、六の一八、六の一九、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、六の二六、六の二七、六の二八、六の二九、六の三〇、六の三一、六の三二、六の三三、六の三四、六の三五、六の三六、六の三七、六の三八、六の三九、六の四〇、六の四一、六の四二、六の四三、六の四四、六の四五、六の四六、六の四七、六の五〇、六の五一、六の五二、六の六一、六の六五、六の六六、六の六七、六の六八、六の六九、六の七〇、六の七一、六の七二、六の七三、六の七四、六の七五、六の七六、六の七七、六の七八、六の七九、六の八〇、六の八一、六の八二、六の八三、六の八四、六の八五、六の八六、六の八七、六の八八、六の八九、六の九〇、六の九一、六の九二、六の九三、六の九四、六の九五、六の九六、六の九七、六の九八、六の九九、六の一〇〇、六の一〇一、六の一〇二、六の一〇三、六の一〇四、六の一〇六、六の一〇七、六の一〇八、六の一〇九、六の一〇、六の一、六の一、六の一三、六の一八、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、七の一、七の二、七の三、一〇二の五(一部)
- 三 青森市新町一丁目一三の一、一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の六、一三の七、一三の八、一三の九、一三の一〇、一三の一一、一三の一二、一三の一三、一三の一四、一三の一五、一三の一六、一四の一、一四の二、一四の三、一四の四、一四の五、一四の六、一四の七、一四の八、一四の九、一四の一〇、一四の一、一四の一二、一四の一三、一四の一四、一四の一五、一四の一六、一四の一七、一四の一八、一四の一九、一四の二〇、一四の二一、一五の一、一五の二、

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年七月七日

中南地域県民局長 佐藤和雄

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------------------------|--|
| 理 事 | 齋藤 哲雄 | 黒石市大字西馬場尻字村元七五 | 平成 三〇・五・一九就任 |
| " | 八木橋和壽 | 南津軽郡田舎館村大字境森字佃一四三 | " |
| " | 成田 清行 | 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五 の二 | " |
| " | 佐藤 隆雄 | 黒石市大字中川字篠村一〇一の二 | " |
| " | 齋藤 公郎 | 平川市町居山元一四〇 | " |
| " | 今井 芳美 | " 八幡崎本林一五 | " |
| " | 神 功 | 南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五 三 | " |
| " | 小杉 繁一 | " 大字藤崎字村岡一二一 | " |
| " | 清藤 梯次 | " 田舎館村大字東光寺字稲田一一 | " |
| " | 小野育次郎 | " 大字高樋字宮本一五 | " |
| " | 佐藤莊一郎 | 平川市金屋中松元七七の一七 | " |
| " | 山口 秀一 | 北津軽郡板柳町大字柏木字片田野六九の 二 | " |

監
事

関 常治 五所川原市大字中泉字松枝一一四

"

理
事

對馬 良智 北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二四一の一

"

"

下山 博 平川市高木原田九三

"

"

加藤 和夫 黒石市大字大板町四三

"

"

齋藤 哲雄 " 大字西馬場尻字村元七五

三〇・五・一八退任

"

小野育次郎 南津軽郡田舎館村大字高樋字宮本一五

"

"

成田 清行 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五
の二

"

"

神 功 南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五
三

"

"

阿部 逸夫 " 大字藤崎字西村井一〇五

"

"

八木橋和壽 " 田舎館村大字境森字佃一四三

"

"

佐藤莊一郎 平川市金屋中松元七七の一七

"

"

北山 由美 黒石市大字浅瀬石字川合一五三の四

"

"

齋藤 公郎 平川市町居山元一四〇

"

"

清藤 梯次 南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田一一

"

"

宮川 清司 平川市中佐渡前田五七

"

"

葛西 俊一 北津軽郡板柳町大字狐森字浅井二三

"

監
事

榎引 功 平川市町居山元一二九

"

"

安田 節雄 南津軽郡藤崎町大字西中野目字宮元二八

"

"

小杉 繁一 " 大字藤崎字村岡一二一

"

"

工藤 勉 平川市平田森下宮本五九の一

"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十年三月九日執行の令別町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、東津軽郡今別町大字大川平字村元一三五番地四六本郷良克から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成二十年七月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

裁 決 書

東津軽郡今別町大字大川平字村元一三五番地四六

審査申立人 本郷良克(五十歳)

右審査申立人から、平成二十年五月七日付けをもって提起された同年三月九日執行の今別町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり判決する。

主 文

一 平成二十年三月九日執行の今別町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立人の異議の申出に対して、今別町選挙管理委員会が平成二十年四月十四日に行った棄却の決定は、これを取り消す。

二 右選挙における当選人島中春光の当選は、これを無効とする。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成二十年三月九日執行の今別町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)の当選の効力に関し、今別町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、同年四月十四日付けをもって棄却の決定(以下「原決定」という。)を行った。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人島中春光候補の当選を無効とする旨の判決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙における無効投票の中に申立人に対する有効投票がある。すなわち、別記一から別記三までの投票は、申立人の有効投票である。

二 原決定において島中春光候補の有効投票と判断された別記四の投票は無効投票である。

三 本件選挙において島中春光候補の有効投票とされたものうち、「嶋中春光」及び「今別春光」と記載されている投票は無効投票である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会に弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求め、これを徴した。また、町委員会が保管する本件選挙の無効投票、あんどとされた投票、本郷良克候補の有効投票、島中春光候補の有効投票及び嶋中忠也候補の有効投票について職権により提出を求め、平成二十年六月六日、今別町荒馬の里活性化センター内において、町委員会委員長以下

全委員の立会い及び申立人の参観のもとに、その梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開披点検を行った。

開披点検においては、提出を求めた投票の数が選挙録記載のとおりであることを確認した上で、提出を求めたすべての投票について、公職選挙法(以下「法」という。)第六十八条の規定に反しない限りにおいて法第六十七条後段の規定の趣旨にのっとり、その効力及び帰属について厳正公平に検討した。

このような観点から審査した結果は、次のとおりである。

一 申立理由について

(1) 別記一の投票について

別記一の投票は、無効投票中に存在したものであるが、第一字目が正確でないものの、「郷本」と記載されていると認められ、下方から上方へ読むと、本郷良克候補の氏「本郷」を記載しており、同候補の有効投票と解する。

(2) 別記二の投票について

別記二の投票は、無効投票中に存在したものであるが、第二字目がカタカナの「コ」と記載されており、本件選挙の候補者中、「コ」の発音を含む氏名を有する者は、中島邦彦(なかしまくにひこ)候補、小鹿勉(こしかつとむ)候補及び福士和彦(ふくしかずひこ)候補の三名であるが、第一字目の「ま」は、正確な文字ではなく、また、前記三名の候補者の氏名のいずれの文字の形態において類似性がないことから、何人を記載したかを確認し難いので無効投票と解する。

(3) 別記三の投票について

別記三の投票は、無効投票中に存在したものであるが、第二字目がカタカナの「ン」と、第三字目がカタカナの「コ」の一部「コ」を左文字で記載しており、「ンコ」と記載しようとして「ンコ」と誤記したものと認められ、その発音を含む氏名を有する候補は、本郷良克候補一人だけである。

記載の文字の筆勢、態様からみて、日頃文字を書きなれない選挙人が本郷良克候補の氏「ホンゴウ」と記載しようとして、第一字目の「ホ」を「ボ」と誤記し、第四字目の「ウ」を脱字したものと認められ、同候補の有効投票と解する。

(4) 別記四の投票について

別記四の投票は、本件選挙の選挙会(以下「選挙会」という。)において無効投票と決定され、原決定において島中春光候補の有効投票と決定されたものであるが、「しまはみつち」と記載されている。本件選挙の候補者中に島中春光(しまなかはるみつ)及び長島三千次(ながしまみちじ)と称する者があり、島中春

光候補の氏名を記載しようとして、氏「しまなか」の「なか」を脱字し、名「はるみつ」を「はみつち」と誤記したものと推測できるが、他方、「ち」と「つ」、「じ」と「ち」は字音が似ていることから、本県においては、両者を明確に區別して発音もしくは記載せず、むしろ混同する者が極めて多いことから、長島三千次候補の氏名を記載しようとして、氏「ながしま」の「なが」を脱字し、名の「みちじ」を「はみつち」と誤記したものと推測できる。

以上のとおり、この投票は、両候補者の氏又は名のいずれも正確に記載しておらず、その氏と名とどちらにも若干の類似性があり、いずれの候補者の氏名を記載したか全く判断できないので、無効投票と解する。

(5) 「嶋中春光」及び「今別春光」等と記載されている投票について

当委員会が投票を点検した結果、「嶋中春光」及び「今別春光」等と記載されている投票は以下のとおりであった。

「嶋中春光」と記載されている投票（一票）

「嶋」は常用漢字「島」の異字体であり、同字であることから、投票の効力を判断するに当たっては、「嶋」と「島」を区別することはできず、この投票は、島中春光候補の有効投票と解する。

「今別島中春光」と記載されている投票（二票）、「今別春光」と記載されている投票（二十票）、「今別はるみつ」と記載されている投票（五票）及び「いまべつはるみつ」と記載されている投票（七票）

島中春光候補の住所は、「大字今別字今別」であり、また、「春光」又は「はるみつ」という氏名、氏又は名を有する候補者は島中春光候補一人だけである。したがって、これらの投票は、いずれも島中春光候補の氏名又は名に住所の類を付記したものと認められ、法第六十八条第一項第六号ただし書きの規定により、同候補の有効投票と解する。

「今別ハルミチ」と記載されている投票（一票）

この投票は、島中春光候補の名「ハルミツ」と記載しようとして、「ハルミチ」と誤記し、住所の類を付記したものと認められ、同候補者の有効投票と解する。

「今別はみつ」と記載されている投票（一票）

この投票は、島中春光候補の名「はるみつ」と記載しようとして、第二字目の「る」を脱字し、住所の類を付記したものと認められ、同候補の有効投票と解する。

「いまべはるみつ」と記載されている投票（一票）

この投票は、今別春光候補の名に、住所の類「いまべつ」の第四字目の「つ」を脱字し、これを付記したものと認められ、同候補の有効投票と解する。

二 投票の効力に検討を要すると判断した投票について

当委員会は、投票を点検した結果、申立人の申立てに係る投票以外に投票の効力について検討を要するものとして、無効投票中に別記五の投票を認め、次のとおり判断した。

投票の効力の判定にあたっては、地方の言語風俗を参酌して投票の記載内容を判断すべきところ、この投票は、「よかづ」と記載されており、本郷良克候補の名「よしかつ」と記載しようとして、第二字目の「し」を脱字し、第四字目の「つ」を「づ」となまって誤記したものと認められ、同候補の有効投票であると解する。

三 開披点検の結果による候補者の有効投票数の異動について

前述したとおり、当委員会の判断の結果、本郷良克候補及び島中春光候補の有効投票数は、次のとおりとなる。

(1) 本郷良克候補の有効投票数

本郷良克候補の有効投票数は、選挙会で決定された二五二票に別記一、別記三及び別記五の三票を加えた二五五票となる。

(2) 島中春光候補の有効投票数

島中春光候補の有効投票数は、嶋中忠也候補の有効投票数及びあん分とされた投票数に異動がなかったため、選挙会の決定どおり二五四・五一八票である。

以上の結果から、次点者である本郷良克候補の有効投票数は、最下位当選人島中春光候補の有効投票数を上回るものとなるため、原決定を取り消し、島中春光候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成二十年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

別記一



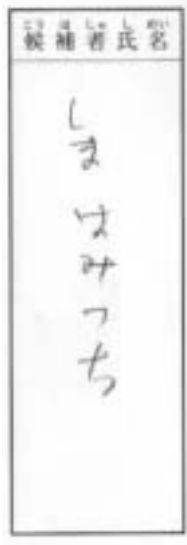
別記二



別記三



別記四



別記五



雑 記

平成20年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により別表に掲げる都道府県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成20年 7月 7日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

1 試験期日 平成20年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

| 試験地 | 試 験 場 | 所 在 地 |
|-------|--|---|
| 北 海 道 | 北海学園大学豊平校舎 ロフジールホテル函館 道北経済センタービル 釧路公立大学 | 北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 北海道函館市若松町14-10 北海道旭川市常盤通 1 北海道釧路市芦野4-1-1 |
| 青 森 県 | 青森中央学院大学 岩手大学 | 青森県青森市横内字神田12 岩手県盛岡市上田3-18-8 |
| 宮 城 県 | 東北電子専門学校 | 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-1 |
| 秋 田 県 | 秋田大学手形キャンパス | 秋田県秋田市手形学園町1-1 |
| 山 形 県 | ウエルサンピア山形 | 山形県山形市蔵王飯田637 |
| 福 島 県 | 福島大学 | 福島県福島市金谷川 1 |
| 茨 城 県 | 筑波大学筑波キャンパス | 茨城県つくば市天王台1-1-1 |
| 栃 木 県 | 宇都宮大学峰キャンパス | 栃木県宇都宮市峰町350 |
| 群 馬 県 | 前橋工科大学 | 群馬県前橋市上佐鳥町460-1 |
| 埼 玉 県 | 立正大学熊谷キャンパス 獨協大学 | 埼玉県熊谷市万吉1700 埼玉県草加市学園町1-1 |
| 千 葉 県 | 日本大学理工学部船橋キャンパス | 千葉県船橋市習志野台7-24-1 |

| | | | |
|-----|---|---|--|
| 東京都 | 慶應義塾大学三田キャンパス 東京経済大学国分寺キャンパス 早稲田大学西早稲田キャンパス 明治大学和泉キャンパス 立正大学大崎キャンパス 青山学院大学相模原キャンパス 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 | 三田キャンパス 国分寺キャンパス 西早稲田キャンパス 和泉キャンパス 大崎キャンパス 相模原キャンパス 富山大学 石川医療技術専門学校 福井大学文京キャンパス 山梨学院大学 JA長野県ビル | 東京都港区三田2-15-45 東京都国分寺市南町1-7-34 東京都新宿区西早稲田1-6-1 東京都杉並区永福1-9-1 東京都品川区大崎4-2-16 神奈川県相模原市淵野辺5-10-1 新潟県新潟市中央区万代島6-1 富山県富山市五福3190 石川県金沢市堀川新町7-1 福井県福井市文京3-9-1 山梨県甲府市酒折2-4-5 長野県長野市南長野北石堂町11-77-3 |
| 岐阜県 | 静岡県 愛知県 | 松本歯科大学 駒ヶ根商工会館 岐阜大学 静岡大学静岡キャンパス 名城大学太白校舎 | 長野県塩尻市広丘郷原1780 長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1 岐阜県岐阜市柳戸1-1 静岡県静岡市駿河区大谷836 愛知県名古屋市中天白区塩釜口1-501 |
| 三重県 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 | 三重大学 龍谷大学瀬田学舎 同志社大学京田辺キャンパス 桃山学院大学 近畿大学本部キャンパス 甲南大学 姫路獨協大学 奈良産業大学 和歌山ビッグホエール 鳥取大学 島根大学松江キャンパス 岡山商科大学 広島大学東広島キャンパス 山口県セミナーパーク 徳島大学常三島キャンパス 英明高等学校 松山大学 | 三重県津市栗真町屋町1577 滋賀県大津市瀬田大江町横谷1-5 京都府京田辺市多々羅都谷1-3 大阪府和泉市まなび野1-1 大阪府東大阪市小若江3-4-1 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1 兵庫県姫路市上大野7-2-1 奈良県生駒郡三郷町立野北3-12-1 和歌山県和歌山市手平2-1-1 鳥取県鳥取市湖山町南4-101 島根県松江市西川津町1060 岡山県岡山市津島京町2-10-1 広島県東広島市鏡山1-7-1 山口県山口市秋穂二島1062 徳島県徳島市南常三島町2-1 香川県高松市亀岡町1-10 愛媛県松山市文京町4-2 |

| | | |
|------|--------------|--------------------|
| 高知県 | 高知県立高知小津高等学校 | 高知県高知市城北町1-14 |
| 福岡県 | 福岡工業大学 | 福岡県福岡市東区和白東3-30-1 |
| 佐賀県 | 佐賀学園高等学校 | 佐賀県佐賀市駅前中央2-9-10 |
| 長崎県 | 長崎大学文教キャンパス | 長崎県長崎市文教町1-14 |
| 熊本県 | 熊本大学黒髪北地区 | 熊本県熊本市黒髪2-39-1 |
| 大分県 | 別府大学別府キャンパス | 大分県別府市北石垣82 |
| 宮崎県 | 宮崎県立宮崎大宮高等学校 | 宮崎県宮崎市神宮東1-3-10 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県建設センター | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 |
| | 鹿児島大学水産学部 | 鹿児島県鹿児島市下荒田4-50-20 |
| | 鹿児島県青少年会館 | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-8 |
| | 鹿児島県大島支庁 | 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3 |
| 沖縄県 | 琉球大学千原キャンパス | 沖縄県中頭郡西原町字千原1 |
| | 沖縄県宮古支庁 | 沖縄県宮古島市平良字西里1125 |
| | 沖縄県八重山支庁 | 沖縄県石垣市字真栄里438-1 |

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題) | 憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで
- イ 受付場所 (財) 行政書士試験研究センター
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月5日の消印があるもので受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所については、オをご覧ください。)
- エ 受験手数料 7,000円
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布
 配布期間 平成20年8月4日(月)から8月29日(金)まで
 郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ用の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。
 (8月29日必着のこと)

名称 (財) 行政書士試験研究センター
 住所 〒100-8779 郵便事業(株) 銀座支店留
 窓口配布
 配布期間 平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで
 配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

| 試験地 | 配布場所 | 所在地 | 配布時間 |
|-----|-----------------------|-------------|------------|
| 青森県 | 青森県総務部総務学事課 法規グループ | 青森市長島1-1-1 | 8:30～17:30 |
| | 青森県行政書士会 | 青森市花園1-7-16 | 9:00～17:00 |
| 岩手県 | 岩手県地域振興部市町村課 | 盛岡市内丸10-1 | 8:30～17:45 |
| | 岩手県庁舎内県民室 | 盛岡市内丸10-1 | |
| | 盛岡地方振興局企画総務部 | 盛岡市内丸11-1 | |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------|------------|
| 秋田県 | 県南広域振興局 花巻総合支局地域支援部 | 花巻市花城町1-41 | 9:00～17:00 |
| | 県南広域振興局 北上総合支局地域支援部 | 北上市芳町2-8 | |
| | 県南広域振興局経営企画部 | 奥州市水沢区大手町1-2 | |
| | 県南広域振興局 一関総合支局地域支援部 | 一関市竹山町7-5 | |
| | 県南広域振興局 一関総合支局千厩県民センター | 一関市千厩町千厩字北方85-2 | |
| | 大船渡地方振興局企画総務部 | 大船渡市猪川町字前田6-1 | |
| | 県南広域振興局 花巻総合支局遠野県民センター | 遠野市六日町1-22 | |
| | 釜石地方振興局企画総務部 | 釜石市新町6-50 | |
| | 宮古地方振興局企画総務部 | 宮古市五月町1-20 | |
| | 久慈地方振興局企画総務部 | 久慈市八日町1-1 | |
| | 二戸地方振興局企画総務部 | 二戸市石切所字荷渡52 | |
| | 岩手県行政書士会 | 盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階 | |
| | 秋田県知事公室総務課 | 秋田市山王4-1-1 | |
| | 秋田県鹿角地域振興局総務企画部 | 鹿角市花輪字六月田1 | |
| 秋田県北秋田地域振興局総務企画部 | 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 | | |
| 秋田県北秋田地域振興局総務企画部大館事務所 | 大館市片山町3-14-5 | | |
| 秋田県山本地域振興局総務企画部 | 能代市御指南町1-10 | | |

| | | |
|-----------------|-----------------------|------------|
| 秋田県秋田地域振興局総務企画部 | 秋田市山王4-1-2 | 9:00～17:00 |
| 秋田県由利地域振興局総務企画部 | 由利本荘市水林366 | |
| 秋田県仙北地域振興局総務企画部 | 大仙市大曲上栄町13-62 | |
| 秋田県平鹿地域振興局総務企画部 | 横手市旭川1-3-41 | |
| 秋田県雄勝地域振興局総務企画部 | 湯沢市千石町2-1-10 | |
| 秋田県行政書士会 | 秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館4階 | |

注 土曜日及び日曜日は、配付しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

当センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

平成20年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができませんのでご注意ください。

最終日(9月2日)は、大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込みてください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあります。申請の手続きが必要となりますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成21年1月26日(月)午前9時

(2) 方法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。

なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、当センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登録します。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により(財)行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 北海道知事 | 埼玉県知事 | 岐阜県知事 | 鳥取県知事 | 佐賀県知事 |
| 青森県知事 | 千葉県知事 | 静岡県知事 | 島根県知事 | 長崎県知事 |
| 岩手県知事 | 東京都知事 | 愛知県知事 | 岡山県知事 | 熊本県知事 |
| 宮城県知事 | 神奈川県知事 | 三重県知事 | 広島県知事 | 大分県知事 |
| 秋田県知事 | 新潟県知事 | 滋賀県知事 | 山口県知事 | 宮崎県知事 |
| 山形県知事 | 富山県知事 | 京都府知事 | 徳島県知事 | 鹿児島県知事 |
| 福島県知事 | 石川県知事 | 大阪府知事 | 香川県知事 | 沖縄県知事 |
| 茨城県知事 | 福井県知事 | 兵庫県知事 | 愛媛県知事 | |
| 栃木県知事 | 山梨県知事 | 奈良県知事 | 高知県知事 | |
| 群馬県知事 | 長野県知事 | 和歌山県知事 | 福岡県知事 | |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭